

議案第52号

福岡市職員定数条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、学級数の増加等に伴う教職員の増員及びみどり豊かなまちづくりの推進、消防出張所の体制整備等に伴う増員並びに令和6年度全国高等学校総合体育大会の終了、事務事業の見直し等に伴う減員のため、職員の定数を改める必要があるによる。

福岡市職員定数条例の一部を改正する条例

福岡市職員定数条例（昭和27年福岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「6,333人」を「6,401人」に、「688人」を「694人」に改め、同項第2号中「9,586人」を「9,870人」に、「8,558人」を「8,852人」に改め、同項第7号中「478人」を「477人」に改め、同項第8号中「560人」を「580人」に改め、同項第9号中「1,134人」を「1,151人」に改め、同項中「合計 18,176人」を「合計 18,564人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。